

議案第 55 号

上越市市税条例等の一部改正について

上越市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市市税条例等の一部を改正する条例

(上越市市税条例の一部改正)

第 1 条 上越市市税条例(昭和 46 年上越市条例第 77 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「本条」を「この条」に改め、「交付」の次に「(法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

第 19 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 29 条第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 19 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 29 条第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 25 条の 2 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第 28 条第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第 29 条の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専

従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第29条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第82条の2第1項本文中「閲覧」の次に「(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)」を加える。

第82条の3第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

附則第5条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第12条の3の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第13条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第14条の8の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第14条の8の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第14条の8の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第28条を削る。

（上越市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 上越市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年上越市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、第29条の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中上越市市税条例第29条の2の見出し及び同条第1項並びに第29条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第5条の3の2第1項及び第13条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第28条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中上越市市税条例第19条第4項及び第6項、第25条の2第1項及び第2項、第28条第1項ただし書並びに第53条の改正規定並びに同条例附則第12条の3の3第2項、第14条の8の2第4項並びに第14条の8の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中上越市市税条例第10条第1項、第82条の2第1項及び第82条の3第1項の改正規定並びに次条並びに附則第4条第1項及び第2項の規定 令和6年4月1日
（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の上越市市税条例第10条第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の上越市市税条例（以下「新条例」という。）第29条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項に

において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第29条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の上越市市税条例(次項において「旧条例」という。)第29条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第29条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第29条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の上越市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の上越市市税条例第82条の2第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の上越市市税条例第82条の3第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。